

産業誘導区域内で住宅を建築・建替えるときの 【近隣事業者説明等】への協力依頼について

【1】協力依頼の経緯

本市では、市内の準工業地域・工業地域における住宅と工場（事業所）のトラブルを防止し、適切な住環境と事業所の安定した操業環境を維持・形成するため「豊中市企業立地促進計画」を策定しました。

また、平成31年（2019年）1月1日には新たに産業誘導区域を設定し、当該地域内に住宅を建築（建替えを含む）するときには、【近隣事業者への建築計画の説明や、防音対策などの自主的対策を講じていただくこと】をお願いしております。

皆さまのご理解とご協力を、宜しくお願い申し上げます。

【2】対象

産業誘導区域内（裏面参照）において、住宅※の建築（建替えを含む）を行う建築主

（※）住宅：一戸建て住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅

【3】市から上記建築主へ依頼する【近隣事業者説明等】の内容

① 近隣事業者※への建築計画の事前説明をお願いします。

（※）近隣事業者：建築予定地の敷地境界から概ね15m以内に含まれる事業者

② 建築される住宅への自主的対策（二重サッシの設置等）をお願いします。

【4】詳細

P2・P3をご覧ください

【5】その他

詳しくは、下記までご相談ください。

問い合わせ先

豊中市 都市活力部 産業振興課 企業立地係

第一庁舎 5階 TEL：06-6858-2199

（建築主の皆さまへ）

（平成31年（2019年）1月1日施行）

《産業誘導区域内》で住宅を建築・建替えするときの

【近隣事業者説明等】への協力依頼について

本市では、市内の準工業地域・工業地域における住宅と工場（事業所）のトラブルを防止し、適切な住環境と事業所の安定した操業環境を維持・形成するため「豊中市企業立地促進計画」を策定しました。

また、平成31年（2019年）1月1日には新たに《産業誘導区域》を設定し、当該地域内に住宅を建築（建替えを含む）するときには、**【近隣事業者への建築計画の説明や、防音対策などの自主的対策を講じていただくこと】**をお願いしております。

皆さまのご理解とご協力を、宜しくお願い申し上げます。




説明者

産業誘導区域内（裏面の「対象地域一覧」参照）において、住宅の建築（建替えを含む）を行う建築主

説明対象

建築予定地の敷地境界から概ね15m以内に含まれる事業者

【近隣事業者説明等】の流れ

1) 産業振興課 に来課	当該住宅の建築場所が、産業誘導区域内かどうかの確認をします。 （産業誘導区域外であれば以下の手続きは不要です）
	
説明対象である近隣事業者や、建築する住宅への自主的対策に関する依頼などについてご説明します。	
	
2) 近隣事業者 への説明	近隣の事業者に対して、建築計画のご説明を行ってください。
	
3) 報告書の提出	住宅建築の着工までに、規定の報告書のご提出をお願いします。 ※)規定の報告書は産業振興課窓口の他、市ホームページ等で取得できます。

【お問合せ】

豊中市 都市活力部 産業振興課 企業立地係（市役所第一庁舎5階）

TEL:06-6858-2199 FAX:06-4865-2058 E-mail:sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

【産業誘導区域・対象地域一覧】

地区名			
あ行	今在家町(いまざいけちょう)【一部】	は行	走井(はしりい)1丁目【一部】
か行	勝部(かつべ)1丁目【一部】		走井(はしりい)2・3丁目
	勝部(かつべ)2丁目【一部】		服部寿町(はっとりことぶきちょう)3丁目【一部】
	勝部(かつべ)3丁目【一部】		服部寿町(はっとりことぶきちょう)4丁目【一部】
	神州町(かみすちょう)		服部寿町(はっとりことぶきちょう)5丁目【一部】
	上津島(こうづしま)1丁目		服部西町(はつとりにしまち)5丁目【一部】
さ行	庄内宝町(しょうないたからまち)2丁目【一部】		原田中(はらだなか)1・2丁目
	庄内宝町(しょうないたからまち)3丁目		原田西町(はらだにしまち)
	曽根南町(そねみなみまち)3丁目【一部】		原田南(はらだみなみ)1・2丁目
た行	利倉(とくら)1丁目【一部】		二葉町(ふたばちょう)3丁目
	利倉(とくら)2丁目【一部】		穂積(ほづみ)2丁目【一部】
	利倉(とくら)3丁目【一部】	ま行	箕輪(みのわ)3丁目
	利倉東(とくらひがし)1丁目【一部】		名神口(めいしんぐち)1・3丁目
	利倉東(とくらひがし)2丁目【一部】		名神口(めいしんぐち)2丁目【一部】

【準工業地域・工業地域】

赤枠で囲まれた地域が、用途地域上定められた準工業地域・工業地域です。

【産業誘導区域】

現在、事業所が集積し、住宅立地が進んでいない地域で、今後も事業所の集積を図り、住工混在の進行を防止することで安定した操業環境の維持・形成を図る区域として、産業誘導区域を設定しました。

